

令和 5 年 12 月 7 日

# 令和 5 年広島県議会12月定例会議案 (その 1)

広 島 県

## 令和5年広島県議会12月定例会議案目次（その1）

県第89号	令和5年度広島県一般会計補正予算（第3号）	1
県第90号	令和5年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）	12
県第91号	令和5年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第3号）	15
県第92号	令和5年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第1号）	18
県第93号	令和5年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）	21
県第94号	令和5年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）	24
県第95号	令和5年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）	25
県第96号	令和5年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	27

県第89号議案

令和5年度広島県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度広島県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,306,387千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,210,194,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		7,659,755	441,180	8,100,935
	1 分担金	504,057	85,000	589,057
	2 負担金	7,155,698	356,180	7,511,878
9 国庫支出金		167,693,849	15,445,414	183,139,263
	1 国庫負担金	68,740,877	6,884,329	75,625,206
	2 国庫補助金	96,840,065	8,561,085	105,401,150
12 繰入金		62,411,107	3,221,102	65,632,209
	2 基金繰入金	62,191,502	3,221,102	65,412,604
14 諸収入		106,679,127	4,448,091	111,127,218
	3 貸付金元利収入	90,236,606	4,434,000	94,670,606
	7 雑入	8,824,221	14,091	8,838,312
15 県債		89,962,200	6,750,600	96,712,800
	1 県債	89,962,200	6,750,600	96,712,800
歳 入 合 計		1,179,887,809	30,306,387	1,210,194,196

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,122,122	15,824	2,137,946
	1 議会費	2,122,122	15,824	2,137,946
2 総務費		61,743,799	759,444	62,503,243
	1 総務管理費	31,674,358	82,669	31,757,027
	2 企画費	8,418,168	57,544	8,475,712
	3 地域振興費	7,071,154	562,413	7,633,567
	4 徴税費	8,965,260	37,776	9,003,036
	5 選挙費	975,648	789	976,437
	6 防災費	3,662,936	9,989	3,672,925
	7 統計調査費	555,684	3,617	559,301
	8 人事委員会費	202,064	2,924	204,988
	9 監査委員費	218,527	1,723	220,250
3 民生費		145,742,130	411,637	146,153,767
	1 社会福祉費	108,192,904	289,941	108,482,845
	2 児童福祉費	37,136,817	121,696	37,258,513
4 衛生費		139,506,553	756,784	140,263,337
	1 公衆衛生費	89,230,376	18,541	89,248,917
	2 環境衛生費	4,082,994	8,243	4,091,237
	3 環境保全費	4,578,195	72,884	4,651,079

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 保健所費	1,854,722	35,809	1,890,531
	5 医薬費	37,365,468	621,307	37,986,775
5 労働費		3,650,206	234,014	3,884,220
	1 労政費	390,018	3,416	393,434
	2 職業訓練費	2,108,478	19,340	2,127,818
	3 雇用対策費	999,252	210,157	1,209,409
	4 労働委員会費	152,458	1,101	153,559
6 農林水産業費		31,544,565	4,050,480	35,595,045
	1 農業費	7,753,314	39,992	7,793,306
	2 畜産業費	2,515,622	1,542,844	4,058,466
	3 水産業費	2,641,244	204,439	2,845,683
	4 農地費	8,774,196	1,603,571	10,377,767
	5 林業費	9,860,189	659,634	10,519,823
7 商工費		119,001,369	8,329,186	127,330,555
	1 商業費	2,325,078	825,443	3,150,521
	2 工鉱業費	114,212,999	7,503,743	121,716,742
8 土木費		102,264,189	13,044,843	115,309,032
	1 土木管理費	7,759,139	63,782	7,822,921
	2 道路橋梁費	44,988,079	4,317,298	49,305,377
	3 河川海岸費	28,538,532	7,831,871	36,370,403
	4 港湾費	10,518,982	682,000	11,200,982

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 都市計画費	8,404,956	149,479	8,554,435
	6 住宅費	1,024,597	311	1,024,908
	7 空港費	1,029,904	102	1,030,006
9 警察費		65,467,895	783,440	66,251,335
	1 警察管理費	60,212,812	783,440	60,996,252
10 教育費		184,681,715	1,920,735	186,602,450
	1 教育総務費	30,504,686	58,743	30,563,429
	2 小学校費	52,906,433	836,311	53,742,744
	3 中学校費	30,209,099	416,643	30,625,742
	4 高等学校費	47,495,493	407,198	47,902,691
	5 特別支援学校費	16,525,937	188,001	16,713,938
	7 社会教育費	1,672,452	13,839	1,686,291
歳 出 合 計		1,179,887,809	30,306,387	1,210,194,196

第2表 繰越明許費		(単位：千円)	
款	項	事業名	金額
2 総務費			549,930
	3 地域振興費		549,930
		生活交通確保対策費	549,930
4 衛生費			61,454
	3 環境保全費		61,454
		自然公園等施設整備・維持修繕費	61,454
5 労働費			205,510
	3 雇用対策費		205,510
		就業支援対策費	205,510
6 農林水産業費			1,085,753
	3 水産業費		393,463
		漁港改良費	41,304
		漁港改修費	89,000
		漁業集落環境整備費	42,659
		漁港海岸保全施設整備費	220,500
	4 農地費		567,550
		圃場整備事業費	479,430
		溜池等整備事業費	88,120
	5 林業費		124,740

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		山地治山事業費	124,740
7 商工費			3,299,877
	1 商業費		801,634
		流通促進事業費	591,634
		国際ビジネス交流推進費	210,000
	2 工鉱業費		2,498,243
		中小企業支援対策費	300,000
		特別高圧電力価格高騰対策支援事業費	742,500
		液化石油ガス価格高騰対策支援事業費	1,076,000
		産業集積促進費	379,743
	8 土木費		
2 道路橋梁費			5,818,280
		道路災害防除費	1,906,472
		交通安全施設費（補助）	923,517
		道路改良費（補助）	2,988,291
3 河川海岸費			6,865,522
		河川改修費	1,072,315
		都市小河川改修費	6,000
		高潮対策費（河川）	262,500
		河川災害関連事業費	367,500

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		堰堤改良事業費	356,850
		特定都市河川浸水被害対策推進事業費	17,500
		地すべり対策砂防費	420
		通常砂防費（補助）	1,761,900
		急傾斜地崩壊対策事業費（補助）	530,858
		砂防激甚災害対策特別事業費	1,648,500
		砂防関係事業調査費	204,750
		地域防災がけ崩れ対策事業費	97,929
		土砂災害情報相互通報システム整備事業費	140,700
		高潮対策費（海岸）	84,000
		港湾海岸保全施設費	313,800
	4 港湾費		1,338,333
		港湾補修費	29,000
		港湾改修費	877,666
		港湾環境整備事業費	328,667
		港整備交付金事業費	103,000
	5 都市計画費		284,339
		営繕工事等受託費	109,601
		街路事業費（補助）	174,738
	7 空港費		41,820

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		広島ヘリポート整備費	41,820
11 災害復旧費			3,232,012
	2 土木施設災害復旧費		3,232,012
		過年発生災害土木施設復旧費	3,016,041
		現年発生災害土木施設復旧費（補助）	215,971
合計			22,782,830

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設内訓練民間活力導入事業	令和6年度	18,180	令和6年度	41,509
離転職者委託訓練事業	令和6年度	105,831	令和6年度から 令和8年度まで	343,566
広島県信用保証協会の損失補償	令和5年4月1日から 令和21年7月31日まで	752,000	令和5年4月1日から 令和21年7月31日まで	1,023,000

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	28,727,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	34,206,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	5,094,600	同	同上	同上	5,094,600	同	同上	同上
自然公園等整備事業	345,300	同	同上	同上	379,100	同	同上	同上
防災対策事業	15,966,400	同	同上	同上	16,596,000	同	同上	同上
地方道路等整備事業	10,054,500	同	同上	同上	10,662,500	同	同上	同上
合計	89,962,200				96,712,800			

県第90号議案

令和5年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）

令和5年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ623,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費収入		623,054	362	623,416
	2 財産収入	356,464	362	356,826
歳 入 合 計		623,054	362	623,416

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		623,054	362	623,416
	1 県営林事業費	623,054	362	623,416
歳 出 合 計		623,054	362	623,416

県第91号議案

令和5年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第3号）

令和5年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,571,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業収入		25,571,058	452	25,571,510
	2 使用料及び手数料	2,328,400	452	2,328,852
歳 入 合 計		25,571,058	452	25,571,510

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業費		25,571,058	452	25,571,510
	2 広島港費	2,812,441	264	2,812,705
	3 福山港費	302,556	188	302,744
歳 出 合 計		25,571,058	452	25,571,510

県第92号議案

令和5年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第1号）

令和5年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,644千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,068,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		5,062,982	5,644	5,068,626
	1 使用料及び手数料	2,846,220	5,644	2,851,864
歳 入 合 計		5,062,982	5,644	5,068,626

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		4,174,121	5,644	4,179,765
	1 県営住宅事業費	4,174,121	5,644	4,179,765
歳 出 合 計		5,062,982	5,644	5,068,626

県第93号議案

令和5年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ568,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金収入		566,984	1,257	568,241
	2 諸収入	301,400	1,257	302,657
歳 入 合 計		566,984	1,257	568,241

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金		566,984	1,257	568,241
	1 高等学校等奨学金	566,984	1,257	568,241
歳 出 合 計		566,984	1,257	568,241

令和5年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 病 院 事 業 費 用	29,417,466 千円	188,616 千円	29,606,082 千円
第1項 医 業 費 用	28,954,746 千円	188,616 千円	29,143,362 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条列記中職員給与費「13,759,626千円」を「13,948,242千円」に改める。

令和5年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和5年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めることによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1) 土 地 造 成 事 業			
土 地 造 成 事 業 費	328,134 千円	277 千円	328,411 千円
箕 島 地 区 土 地 造 成	202,634 千円	277 千円	202,911 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 土 地 造 成 事 業 費 用	900,247 千円	796 千円	901,043 千円
第1項 営 業 費 用	822,291 千円	796 千円	823,087 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 836,487千円は、繰越工事資金 4,302千円、過年度分損益勘定留保資金 263,834千円及び当年度分損益勘定留保資金 568,351千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	6,763,514 千円	277 千円	6,763,791 千円
第1項 土 地 造 成 費	328,134 千円	277 千円	328,411 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第6条列記中職員給与費「84,579千円」を「85,652千円」に改める。

令和5年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和5年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度広島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 建設改良事業			
太田川流域下水道建設事業	1,059,595千円	652千円	1,060,247千円
芦田川流域下水道建設事業	1,589,700千円	831千円	1,590,531千円
沼田川流域下水道建設事業	285,340千円	104千円	285,444千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	10,696,719千円	1,452千円	10,698,171千円
第1項 営業費用	10,483,743千円	1,452千円	10,485,195千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 836,952千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,661千円、過年度分損益勘定留保資金 560,063千円及び当年度分損益勘定留保資金 269,228千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	4,243,552千円	1,587千円	4,245,139千円
第1項 建設改良費	2,934,635千円	1,587千円	2,936,222千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条列記中職員給与費「231,025千円」を「234,064千円」に改める。

令和5年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦